

Local Use of Bamboo for the Conservation of the Regional Landscape Surrounding Bamboo Forests

栗田, 融
Faculty of Design, Kyushu University

<https://doi.org/10.15017/17128>

出版情報 : 九州大学, 2009, 博士 (芸術工学), 課程博士
バージョン :
権利関係 :

第1章 研究の視点と意義および目的

本章では、既往の文献および研究事例の調査を通じて、“竹林を取り巻く地域景観の保全に資する地域住民による竹の利用可能性”を検討することの意義と研究目的を明らかにした。

1-1 研究の視点と意義

今日みられる多種多様な地域景観は、地域固有の環境条件の下で形成されてきた。その環境条件の1つに、利用可能な自然環境資源を始めとする地域資源を人々が活用し続けてきたことがある。このような地域資源の1つに竹林がある。かつて竹林は、地域資源として人々の生活と密接な関わりを持ち、里山の一部を構成していた。しかし近年、国産竹の需要低下や生活スタイルの変化などにより、竹林と人々との関わりが希薄になるとともに、放置される竹林が増え、里山に代表される竹林を取り巻く地域景観の混乱が生じてきている。その結果、竹林を含む里山林に期待されるいくつかの有益な機能が失われてきたことから、人々の利用を前提とした竹林の管理が求められるようになってきた。

そこで本節では、竹林を取り巻く地域景観に関わる既往の文献および研究事例の調査を通じて、“地域景観および地域景観の保全の基本的な考え方”と“竹林を取り巻く地域景観の保全に資する地域住民による竹の利用可能性”の検討意義と課題を明らかにした。

1-1-1 地域景観および地域景観の保全の基本的な考え方

“景観”について中村¹⁾は、「(略) いうまでもなく景観とは人間をとりまく環境のながめにほかならない。しかしそれは単なるながめではなく、環境に対する人間の評価と本質的なかわりがあると考えられるのである。(略)」と土木工学大系¹⁾で示している。造園用語辞典²⁾の“景観”の項では、「人間をとりまく環境の総合的な眺め」と示されたうえで、「(略) “景観”は元来地理学における学術用語であり、主に環境の視覚的特性を指す用語として用いられてきた。今日、概念が拡大し、一般にはかなり広い意味で使用されるようになったが(略)」と説明されている。現在、“景観”は、学問分野や使用する場面などによって様々に用いられるが、本論では“景観”を「人間と人間を取り巻く対象との関わりの様」として理解することとした。

これまでの日本の景観に関わる法制は、自然公園法などの自然景観保護法制や、文化財保護法などの文化財保護関係法制、美観地区や風致地区の定めをもっている都市計画法などの都市計画関係法制など³⁾であった。その他は、地方自治体が個々に独自の景観条例を定めて

いた³⁾。日本において“景観”に関する総合的で基本的な政策が打ち出されたのは、2003年7月の国土交通省による「美しい国づくり政策大綱」であり³⁾、その中で「景観に関する基本法制の制定」が具体的な施策として掲げられた⁴⁾。また、同年7月の国土交通省による「観光立国行動計画」の中で「景観に関する基本法制の整備」が位置づけられた⁴⁾。さらに、2003年9月の農林水産省による「水とみどりの「美の里」プラン21」で「景観の保全」が謳われた³⁾。2004年5月には、文部科学省による「文化財保護法の一部を改正する法律」が公布され「文化的景観」が文化財として保護対象に位置づけられた⁵⁾。

「文化的景観」の考え方は、ユネスコの「世界の文化遺産及び自然遺産の保護に関する条約」（以下、「世界遺産条約」と略す）に1992年に導入され⁶⁾、「人類と人類を取り巻く自然環境の間の相互作用の現れの多様性を表現する」とされている⁷⁾。この世界遺産条約の対象とする「文化的景観」は、①庭園・公園などの「意匠された景観」、②農林水産業などの景観や遺跡などの周辺にある「有機的に進化する景観」、③宗教や文学・芸術活動などに関連する「関連する景観」の3つのカテゴリーに区分されている⁶⁾。

日本の文化財保護法における「文化的景観」は、「地域における人々の生活又は生業及び当該地域の風土により形成された景観地で我が国民の生活又は生業の理解のために欠くことのできないもの」（文化財保護法第2条第1項）と定義され、世界遺産の分野におけるカテゴリー②に示された進化の過程が継続している景観の多くを包含して、さらに伝統的な生活様式が衰微しつつも地域における新たな取り組みによって再生・維持されつつあるような文化的景観をも対象とする⁷⁾とされている。また、鳥越ら³⁾は、文化財保護法における「文化的景観」に対し、狭義の文化財の保護対象として基準を模索するよりも地域の景観政策の一環として位置づけることの有効性を唱え、さらに「自然と人間との関係性」の指標として“景観”を位置づけることもできると指摘している。

これらは、“景観”が生活様式の変遷などにもない変容するものであり、地域における新たな取り組みによって再生・維持される「人間と人間を取り巻く対象との関わりの様」を示すものと理解できる。

2004年6月には、「景観法」「景観法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」「都市緑地保全法等の一部を改正する法律」のいわゆる「景観緑三法」が公布され⁸⁾、「人間と人間を取り巻く対象との関わりの様」としての景観の保全や整備のための景観計画等の根拠となる法制が整備された。

人間を取り巻く対象としての地域資源についてみると、永田⁹⁾は、資源一般と区別する非

移転性（地域性）・有機的連鎖性・非市場性という側面を持つものであり、人間が自然に働きかける過程で対象となる本来的地域資源と、なんらかの人間労働が加わることによって本来的地域資源から生み出される準地域資源があると説明している。人間が働きかけを行う対象に対して藍澤ら¹⁰⁾は、居住者自らが管理を行い保全され継承されてきた歴史的経緯があるものとして農業集落・農村社会に存在する地域資源を対象に、地域資源保全の全国的・定量的な把握をしている。対象となっている地域資源は、土地利用資源として棚田・谷地田、水系利用資源としてため池・湖沼、伝統文化資源として伝統的町並み・建物が挙げられている。

これらを踏まえ本論では、地域における人々が生活又は生業を営む中で、身近な環境に対し働きかけを行ってきた対象を地域資源として理解することとした。

このような地域資源と景観保全に関する研究事例をみると、秋津¹¹⁾は農山村を取り上げ、山林・圃場・道・屋敷畑・家屋などの地域資源に関わる農林業や、それにもとづく生活を前提に形成されてきた結果として農村景観を位置づけ、糸長¹²⁾は長い間にわたる自然と人間との合作ともいえる景観として農村景観の中でも特に集落景観を位置づけている。また、山本ら¹³⁾は地域景観保全の観点から牧草地を生業から生み出された身近な景観として位置づけ、住吉ら¹⁴⁾は農業や舟運・漁業などにおいて人々の生活と関わりを持つことで形成されてきた水路網を基盤とする水郷景観を地域固有の景観として位置づけている。ここにみられるのは、人間と自然環境資源を始めとする地域資源との関わりの様として地域に固有に形成されてきた景観である。

以上のことから、本論では、「人間と人間を取り巻く対象との関わりの様」の中でも、特に「地域における人々が生活又は生業を営む中で、自然環境資源を始めとする地域資源に対し関わりを持つことで形成されてきた景観」として“地域景観”を理解することとした。このように理解すると“地域景観”は、「人間と地域資源との関係性」を顕在化させた様であり、その保全を図ることは、“地域景観の変容”を計画的に誘導することと考えられる。“地域景観の変容”とは、地域住民と彼らの生活を取り巻く地域資源との間に何らかの変化が起きていることであり、その変化がよい場合にはそのままの関係を維持すればよく、課題が認められる場合には保護、保全、再生、開発など、何らかの新たな働きかけをする必要があると言える。

そこで、“地域景観の変容”の中で生じる課題に言及した既往研究をみると、栗田¹⁵⁾は、台地域と山地の農村景観を対象に土地利用の視点からその変容を把握している。農村地域の内的な変化にともなう農村景観の変容には、住民の働きかけが失われていくなかでの変化

と住民の積極的な働きかけによる変化があるとし、働きかけが失われていく過疎化・高齢化にともなう耕作放棄や利用・管理の停止・粗放化に対して、今後どのように利用・管理を図っていくかは重要な課題であると指摘している。さらに、住民の積極的な働きかけによる変化には、機械化にともなう省力化や集約的な作付けへの転換がみられると報告している。横張¹⁶⁾は、環境保全の観点から農村を捉え、今後加速すると言われる農業の大規模集約化・機械化は、従来の農業が結果的・副次的に持っていた環境保全機能を喪失する方向に作用する場合が多いと指摘している。また、上原ら¹⁷⁾は、都市近郊農村の里山林はその多くが管理不十分か管理放棄されている実態を把握し、公益的機能を発揮させるためにはそれぞれの林分の特性に応じた管理が必要であるとしながらも、現時点では私有林の場合その所有者に管理を期待することは難しいと指摘している。

これらの指摘は、地域景観の変容の背景には、社会の変化にともなう地域住民と地域資源との関わりの希薄化があり、それにとまって人々の生活する環境がかつて保持していた有益な機能が喪失する傾向にあることを課題として示している。この場合、“地域景観の変容”は、“地域景観の保全”の必要性を示していると考えられる。このような地域景観の保全の必要性に関連して、深町¹⁸⁾は、農村空間が生産の場としてだけでなく、環境教育や社会参加の場などとしての今日的な役割を担っていることを示したうえで、その保全のためには、人がいかに新たな関係を構築していくかが強く求められると指摘している。

以上の既往の文献および研究事例の調査から、地域景観および地域景観の保全の基本的な考え方として、以下の諸点を示した。

- ・ 地域景観を「地域における人々が生活又は生業を営む中で、自然環境資源を始めとする地域資源に対し関わりを持つことで形成されてきた景観」として理解できること
- ・ 地域景観の変容は、地域住民と地域資源との関わりの希薄化にともなう、さまざまな課題を生じさせていること
- ・ 地域景観を保全するためには、地域住民と地域資源との間に、新たな関係を構築する必要があること

このように、“地域景観の保全”が求められる場合、その保全には人の手による管理が必要であり、人々と地域資源との新たな関係を検討する意義が見出された。

なお、保全について「生物の多様性保全戦略」の報告書¹⁹⁾では、「将来世代の必要と望みをかなえる可能性を維持しつつ、持続可能でかつ最大の便益を現世代にもたらしように、生物界を人間が利用する管理手法。したがって保全は積極的な概念であり、保存や、維持、持

続可能な利用、復元、そして自然環境の改善を含めた概念である」と説明している。

1-1-2 竹林を取り巻く地域景観の保全に資する地域住民による竹の利用可能性の検討意義と課題

ここでは、前段での既往の文献および研究事例の調査による検討を踏まえ、本論での“竹林を取り巻く地域景観の保全に資する地域住民による竹の利用可能性”を検討する意義を明らかにするため、さらに既往の文献および研究事例を調査した。

地域景観を構成する要素であり、人々の生活に身近な有用植物であった地域資源の一つに竹林があげられる。日本に多くの種類が生育する竹類²⁰⁾の中でも大型になる代表的な三種のうち、マダケ・ハチクは自生種と推定され^{21)~23)}、主にタケノコを食すモウソウチクも近世には中国大陸から移植されたとされており^{21)~23)}、古くから人々の身近に存在していた。そして、農業用・水産漁業用・建築用さらに工業用などその活用範囲は広く^{21)~23)}、さらに日常用具・娯楽用具などや食用・祭事用といった生活の場で多く利用されてきた^{21)~23)}。竹は、成長が早く中空で、堅いが割れやすく、材種にもよるが弾力性が強くしなやかなため、扱いやすい素材である特徴を持つ²⁰⁾。また、竹皮や枝など稈（樹木でいう幹）以外の部分も利用可能な素材である²⁰⁾。

このように、竹類は生活の場での利用が多かった有用で身近な地域資源であった。しかし、竹材の代替材料・竹製品の機能代替製品の登場や竹材・竹製品の輸入による需要低下、生活スタイルの変化などにより、人々と竹林との関わりが失われていった。そのような状況の中、鳥居ら²⁴⁾、鳥居²⁵⁾、大野ら²⁶⁾、鳥居²⁷⁾、大野ら^{28)~30)}、大野ら³¹⁾、西川ら³²⁾、林ら³³⁾は、放置される竹林の動態に関する研究を報告し、竹林が拡大している状況とそれによる隣接地への影響、生物多様性の低下、公益的機能の変化などに対する懸念を指摘している。さらに、竹林だけでなく周辺環境との関係も竹林の動態に影響のあることを報告^{24)~26) 28) 31) 33)}しており、周辺土地利用ごとの管理状況も竹林の侵入のしやすさに影響することを示している。また中島³⁴⁾は、都市近郊における竹林の管理・経営の視点から2地域の実態を把握し、土壌・立地・市場との距離・歴史的経緯等の違いにより地域に特徴的な問題点が認められる一方で、産業としての低迷・高齢化や後継者不足からの担い手不足といった共通する課題を指摘し、竹林の放置化が進展していることを報告している。

養父³⁵⁾は、「水と空気、土、カヤ場や雑木林から屋敷、納屋、牛馬小屋、畑、果樹園、竹林、植林、溜池、小川、水田、土手、畦など、一連の環境要素が一つながりになった暮らし

の場」を「里地里山」であると定義している。この中で竹林は、里地里山の環境要素の一つとして挙げられている。ここでの環境要素は、地域における人々が生活又は生業を営む中で働きかける対象であることから、前段で示した地域資源として理解できる。地域資源である竹林の放置化による“竹林を取り巻く地域景観の変容”は、暮らしの場に対しどのような変化なのかを見極める必要がある。内村ら³⁶⁾は、次の指摘をしている。「竹は無性繁殖により毎年新竹を発生させるため、竹林を放置すると林内が過密状態になり荒廃化が進む。竹は地下茎を伸ばし生育範囲を拡大させるため、竹林を放置すると周辺地に侵入し被害をもたらす。竹の葉には珪酸成分が多く含まれており落葉の腐植化に時間がかかるため、竹林を放置すると落葉が厚く堆積し他の植物の定着は困難であり、植生の更新は不利となる。³⁶⁾」以上のことから、竹林が放置されることにより、水資源の保全や土壌流亡の抑止といった公益的機能の維持が困難となるだけでなく、隣接地への侵入被害も含め生活環境が保持していた有益な機能が喪失する傾向にあると言える。これは、前段で示した“地域景観の保全”が求められる“地域景観の変容”であると考えられる。ただし竹林は、適切に管理を行えば再生可能で持続的生産のできる有用資源³⁶⁾であり、利用を前提とした管理が“竹林を取り巻く地域景観の保全”に有効な保全の手立てであると考えられる。保全を必要とする“竹林を取り巻く地域景観の変容”について図化し、図 1-1 に示した。

市民による竹林管理の事例についてみると、永田³⁷⁾は、都市近郊のニュータウンにおいて、未整備だった保存緑地や公園内に鬱蒼と茂っていた竹を伐竹・竹材利用・タケノコ掘りなどを行い住民が管理し、良好な居住環境を形成していることを示している。この報告³⁷⁾では、多数の市民団体が母体となって管理活動を実施し、継続して活動を行うことで管理技術や活用方法のノウハウが蓄積され学校機能も生まれていること、地域住民による竹林への関わりを通して、環境保全や景観の維持、さらに資源としての利用に結びつくだけでなく、無形の財産が蓄積されていることが特徴として挙げられる。

放置竹林の拡大状況と対策に関する既往の報告をみると、大野ら³¹⁾、西川ら³²⁾は、人の手による適切な管理の必要性を指摘している。そのような中、藤井ら³⁸⁾はヒノキと竹の混交林の皆伐地を対象に再生過程を報告し、同対象地において竹伐処理と全刈処理を実施しその経年変化を調査することで、竹伐処理による竹の再生力衰退とその他の植生の回復を認め、拡大する竹林に対する有効な管理手法³⁹⁾を示している。また、林ら³³⁾は竹林の分布拡大と地形や斜面傾斜との関係を明らかにし、拡大速度の速い平地や緩斜面を優先的に管理することの有効性を示している。環境保全に関わる竹林の公益的機能の維持として都市を取り巻く

山麓部の土砂災害への対応があげられるが、日浦ら⁴⁰⁾は竹林斜面の降雨時の不安定化から想定される崩壊モデルを提案し、放置竹林の管理に繋がる方法を示している。また、鳥居⁴¹⁾は竹林の拡大による森林の水保全機能への影響を評価する視点から竹林土壌を調査し、スギ林との比較から竹林が乾燥傾向にあることを示している。

以上のように放置竹林に対する管理手法や環境保全に対する知見が示されている中、湯本ら⁴²⁾は、竹林の管理手法を検討するうえで住民の意識を把握する必要があるとし、竹林と雑木林に対する都市近郊の居住者意識を分析している。そして、竹林を総合的に高く評価している居住者は少なく、多くの居住者は景観や環境教育など竹林自体を高く評価し、生産の場としての評価は低いことを示している。さらに、竹林での活動経験が竹林に対して評価を向上させる要因であると考えられる点を指摘している。

居住者意識に関する調査を通じて、評価の高い項目としてあげられていた竹林の景観について、木村ら⁴³⁾は有名観光地の竹林を取り上げ、景観竹林の管理指針を提案し、その中で竹林管理に精通し生産技術をよく知る技能者から将来の管理者への技術継承の必要性を指摘している。また、景観竹林保全のための施策方向性を示し、広域的な視点から竹林の資源利用の可能性に言及し、個々の竹林に求められるまたは期待できる機能（景観・環境・資源）を適切に評価する必要性を指摘している。

そのような中、竹を新たな資源として捉えた各地域での取り組みが、井口⁴⁴⁾により報告されている。放置竹林の拡大に対し、私有林としての管理の限界から産官学民の連携事業として竹林を再生・管理する事例として、地域住民の協力による里山再生やグリーン購入法の推進等による竹製品の需要拡大、バイオマスエネルギー源としての利用などが挙げられている。また、竹粉の飼料化や竹専用の移動式粉碎機の開発事例が挙げられ、竹林を管理する体制の整備により国内において資源として竹材を確保できる可能性があるとしている。鳥居⁴⁵⁾は、竹資源を持続的に有効利用するための竹林管理と供給システムの開発経過を報告している。それは、単位面積当たりの資源量や竹材の生産コストのデータ、地権者の生産意欲や労働力の確保、地形状況や林道からのアクセスなどの情報から総合的に利用可能資源を判断し、竹資源利用計画に用いるシステムであると説明されており、実用化されれば地域の実状に見合った計画の策定に有効であるとしている。

これまでみてきた竹林に関する研究内容から、竹林に対するさまざまな知見が得られた。人々と竹林との関係が失われてきている結果として竹林が放置され拡大している状況と、それによる隣接地への影響、生物多様性の低下、公益的機能の変化などに対する懸念から、“竹

林を取り巻く地域景観の保全”が求められ、利用を前提とした管理が保全に有効な手立てであることが解った。また、竹林の管理には資源としての利用を促す必要があることが理解された。さらに、いくつかの管理方法や管理・供給システムの開発状況とともに、竹林管理には技術や技能の継承が必要であることが解った。そして、人々と竹林との新たな関わりとして、住民組織を母体とした地域住民による竹林への関与の有効性が認められ、竹林での活動経験が竹林に対して評価を向上させる要因となることの示唆を得た。また、地域住民による活動が継続して行われることで管理技術や活用方法のノウハウが蓄積されるといった有効性があることも解った。

しかしながら、地域住民による利用を前提とした管理を通じ、林を取り巻く地域景観の保全に寄与させるための計画的な考え方や方法は示されていない。なお、これまでみてきた竹林に関する研究内容を放置竹林動態・土地利用・管理・環境保全・景観・資源・地域住民といった視点から表 1-1 に整理した。

竹を地域資源として捉え、竹の利用を前提に竹林の計画的な管理を考えていくためには、目的と管理目標が必要である。内村³⁶⁾は、モウソウチクの既存竹林を対象に、管理手法を目的別に“林産物生産林”“景観保全林”“環境林”とタイプ分けしている。“林産物生産林”は、竹材生産林および炭材生産林とタケノコ生産林が該当し、それぞれに本数密度管理の目標と伐採竹の選択順序等を示している。“景観保全林”は、なだらかな地形に立地し一般市民の入山を前提とした竹林として、タケノコ採取林や炭材生産林並の見通しを確保する管理手法が適切であるとしている。また、“林産物生産林”でも遊歩道の位置取りを考慮すれば、一般市民の入山を前提とすることは可能であることも示している。“環境林”は、傾斜が強い地形に立地するなど経営林として適さない林分で、枯損竹の処理を中心に公益的機能を保つための管理が求められると指摘している。また内村³⁶⁾は、放任された竹林の管理にあたって最も厳しいのは、初年度の枯損竹や病虫被害竹の伐採と搬出であるが、これを克服すればその後の作業はさほど苦にならないであろうとしている。

先に示された“林産物生産林”“景観保全林”“環境林”は、モウソウチクに限らず目的に応じた竹林のタイプとして設定可能であり、本研究で検討する利用を前提とした管理の計画的な枠組みとして位置づけられる。“林産物生産林”は、各種の竹産業の当事者とそれを支援する行政により新たな竹の資源利用の開発が進められ、それに見合った管理が成されていくことが望まれる。“景観保全林”は、人と竹との新たな関わりを創出するための検討が必要であり、新たな管理主体をも視野に入れた管理を考えていく竹林である。“環境林”は、公益的

機能の維持を目的とした行政主体の管理が必要となる竹林である。

前段では、“地域景観の保全”が求められる場合、その保全には人の手による管理が必要であり、人々と地域資源との新たな関係を検討する意義を示した。地域資源である竹林を取り巻く地域景観においても、人の手による竹林の管理が保全に有効な手立てであるとし、また目的に応じた管理の計画的な枠組みとして“林産物生産林”“景観保全林”“環境林”という竹林のタイプが位置づけられた。3タイプの中でも“景観保全林”は、対象者の定まっていない竹林であり、生活する場において最も身近な竹林であると考えられる。

そこで本研究では、主に“景観保全林”の利用機会に“林産物生産林”も含め、竹林を取り巻く地域景観の計画的な保全に寄与する人々と竹との新たな関わり方として、地域住民による竹の利用機会を増やす可能性に着目した。本論で扱う“竹林を取り巻く地域景観の計画的な保全に資する地域住民による竹の利用可能性”に対する考え方は、図 1-2 に示した。

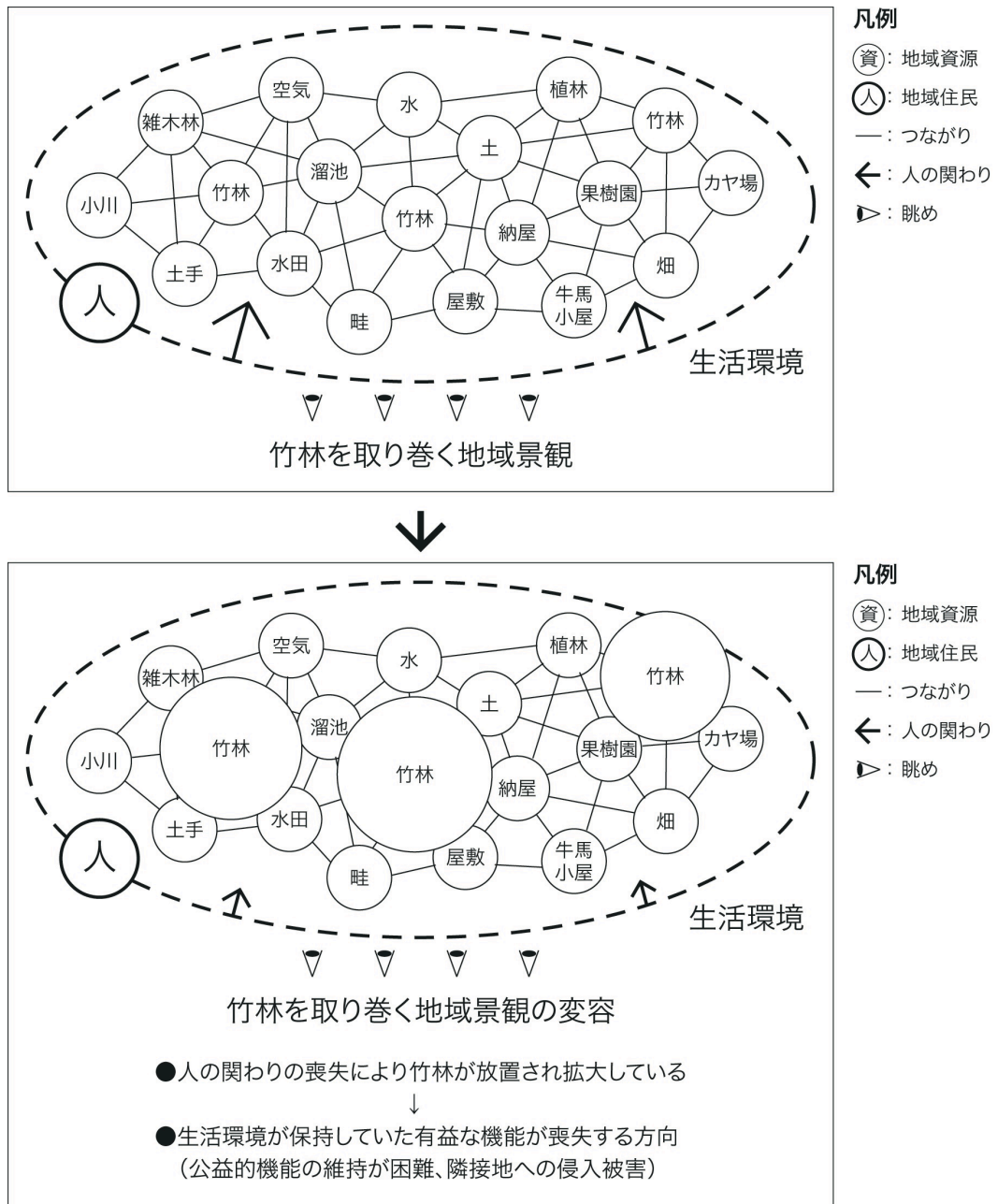
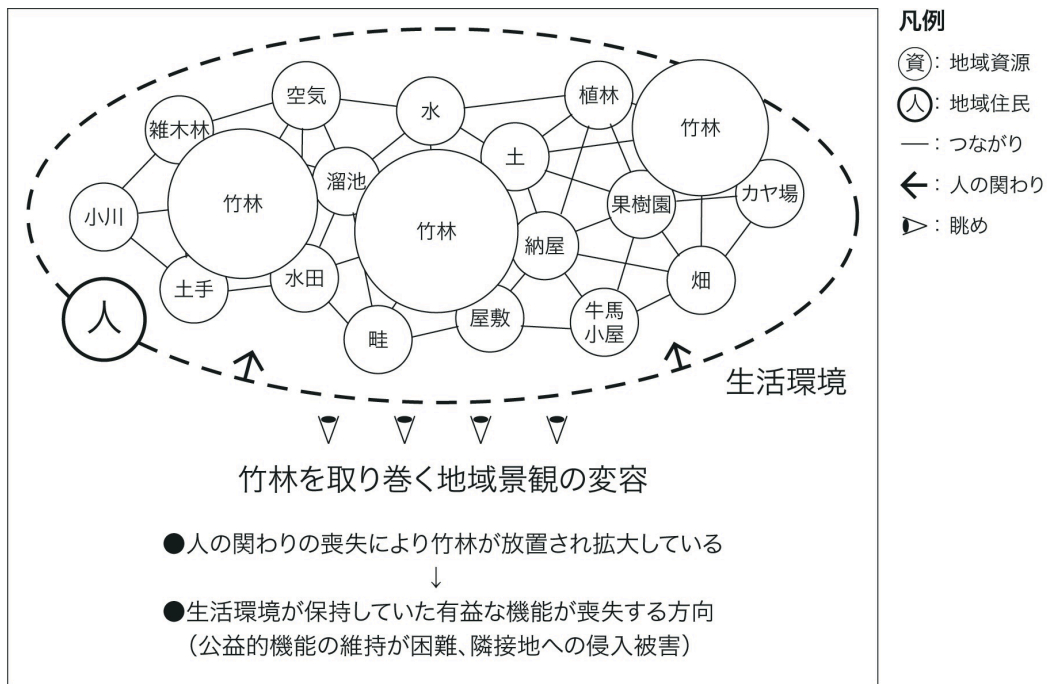


図 1-1 竹林を取り巻く地域景観の変容

表 1-1 竹林に関する既往研究の整理

| 発表年 | 対象項目 | | | | | | | 研究者 | 発表誌 |
|------|---------|--------|---------|---------|---------|---------|---------|-----|-----------|
| | 放置竹林動態 | 土地利用 | 管理 | 環境保全 | 景観 | 資源 | 地域住民 | | |
| 1997 | 竹林拡大把握 | 竹林拡大把握 | | | | | | 鳥居ら | 日本生態学会誌 |
| 1998 | 竹林拡大予測 | 竹林拡大予測 | | | | | | 鳥居 | 日本生態学会誌 |
| 1999 | 竹林化 | 竹林化 | | | | | | 大野ら | ランドスケープ研究 |
| 2001 | 竹林管理・経営 | | 竹林管理・経営 | | | | | 中島 | 森林応用研究 |
| 2002 | 竹林拡大要因 | | | | | | | 鳥居 | 環境情報科学論文集 |
| | 竹林拡大率 | 竹林拡大率 | | | | | | 大野ら | 環境情報科学論文集 |
| | 竹林拡大特性 | | | | 竹林拡大特性 | | | 大野ら | ランドスケープ研究 |
| | | | 竹林の市民管理 | 竹林の市民管理 | 竹林の市民管理 | 竹林の市民管理 | 竹林の市民管理 | 永田 | ランドスケープ研究 |
| 2003 | 竹林変容形態 | 竹林変容形態 | | | | | | 大野ら | ランドスケープ研究 |
| 2004 | | | 土砂災害危険性 | 土砂災害危険性 | | | | 日浦ら | 日本地すべり学会誌 |
| | 竹林動態変化 | 竹林動態変化 | 竹林動態変化 | | 竹林動態変化 | | | 大野ら | ランドスケープ研究 |
| 2005 | 竹林分布変化 | 竹林分布変化 | 竹林分布変化 | | | | | 西川ら | 日本森林学会誌 |
| 2005 | | | 居住者意識 | 居住者意識 | 居住者意識 | 居住者意識 | 居住者意識 | 湯本ら | ランドスケープ研究 |
| | | | 竹林皆伐地 | | | | | 藤井ら | ランドスケープ研究 |
| 2007 | | | | 竹林土壌 | | | | 鳥居 | 環境情報科学 |
| | | | 竹林景観 | | 竹林景観 | | | 木村ら | ランドスケープ研究 |
| | | | 竹資源 | | | 竹資源 | 竹資源 | 井口 | 木材工業 |
| 2008 | 竹林拡大 | | 竹林拡大 | | | | | 林ら | 保全生態学研究 |
| | | | 竹林伐竹 | | | | | 藤井ら | ランドスケープ研究 |
| | 竹資源活用 | | 竹資源活用 | | | 竹資源活用 | | 鳥居 | 山林 |



■利用を前提とした管理が必要: 計画的な管理には目的別に管理方法を設定することが有効

- ◎林産物生産林としての管理→新たな産業資源としての開発→生産林としての専門家による管理
- ◎景観保全林としての管理→人と竹との新たな関わり創出→新たな管理主体による管理
- ◎環境林としての管理→公益的機能の維持を目的とした行政主体の管理

★本論で検討する

「地域住民による竹の利用機会を増やす可能性(竹の利用可能性)」

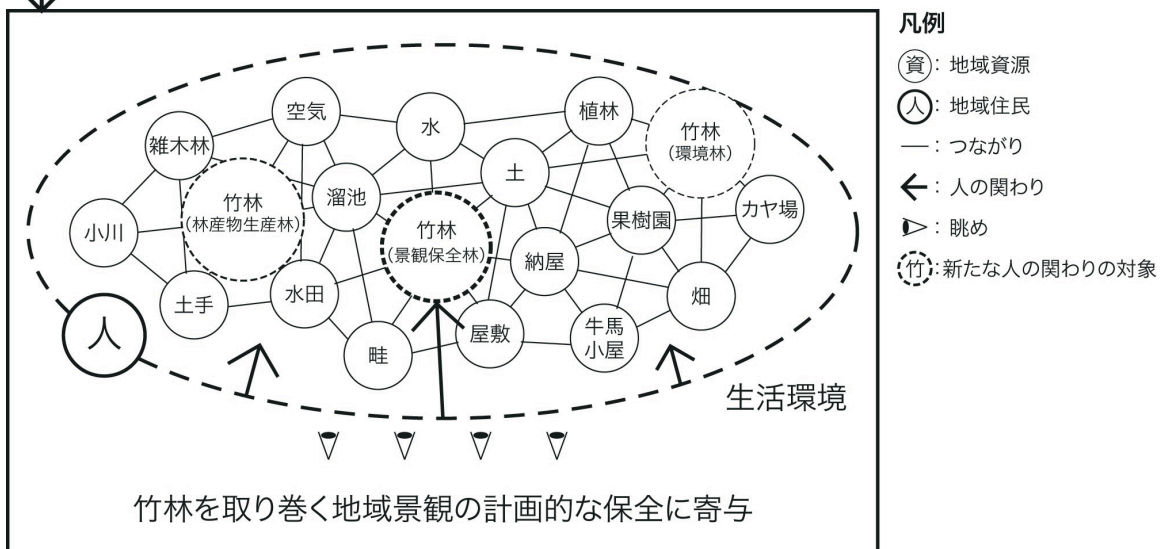


図 1-2 竹林を取り巻く地域景観の保全に関する概念図

1-2 研究目的

前節では、“地域における人々が生活又は生業を営む中で、自然環境資源を始めとする地域資源に対し関わりを持つことで形成されてきた景観”が地域景観であり、“地域景観の変容”は「人間と地域資源との関係性の変化」を示すものとして理解できた。さらに、人々の暮らし方の変化などにより、人々と地域資源である竹林との関わりが失われてきている結果として、竹林を取り巻く地域景観が変容していることが理解できた。

具体的には、竹林が放置化されている状況が示され、竹の特性により公益的機能の維持が困難となることや隣接地へ侵入被害を及ぼすことから、生活環境が保持していた有益な機能が喪失する傾向にあることを理解した。このことから、“竹林を取り巻く地域景観の保全”のためには、利用を前提とした管理が有効な保全の方法であることを示した。その利用のあり方は、“林産物生産林”“景観保全林”“環境林”といった異なる竹林の管理に対応できるように設定される必要がある。その中でも“景観保全林”は、利用対象者の定まっていない竹林であり、生活する場において最も身近な竹林であると考えた。

そこで本研究では、主に“景観保全林”としての管理に対応可能な竹林と人々との新たな関わり方として、地域住民による竹の利用機会を「活用パターン」として設定することを目的とした。具体的には、以下の5つの主要な研究目的を設定し、大分県を研究対象地とした。

- ① 竹利用の取り組みの変遷にみる地域住民と竹との関わりを明らかにすること
- ② 立地特性からみた地域住民が関わりやすい竹林の条件を明らかにすること
- ③ 地域住民による竹の利用を促す条件を明らかにすること
- ④ 地域住民による竹の利用に期待される成果と地域特性および活用母体との関係を明らかにすること
- ⑤ 地域住民による竹の利用機会を活用パターンとして設定すること

これらの5つの主要な研究目的に対応し、地域住民による竹の利用機会を増やす可能性を検討し、竹林を取り巻く地域景観の計画的な保全に資するための地域住民の竹の利用可能性を示すこととした。

1-3 研究の構成

本研究は、図 1-3 の研究の構成に示したように 7 章からなる。

第 1 章では前述したように、既往の文献および研究事例の調査を通じて研究の視点と考え方を示したうえで、竹林を取り巻く地域景観の保全に資する地域住民の竹の利用可能性を検討することの意義と研究目的を明らかにした。

第 2 章では、1 章で述べた研究目的に対応した研究方法を設定した。大分県の竹に関する歴史関係資料・統計資料による調査、地方自治体の関係部局へのヒアリング調査、現存植生図および地形図データによる竹林の立地調査、県内の公立小・中学校の教員および市民活動団体の代表者へのアンケート調査の方法について示した。

第 3 章では、大分県における竹林の規模と分布状況や竹利用の取り組みの変遷の把握を通じ、地域住民と竹との関わりを明らかにした。

第 4 章では、大分県における各竹林の立地する傾斜度、建物・集落から竹林までの距離、道路から竹林までの距離を解析し立地特性を把握した。立地特性と竹林の利用対象者との関係から、地域住民を含む人の関わりやすさからみた竹林の関与タイプを設定し、地域住民が関わりやすい竹林の条件を明らかにした。

第 5 章では、大分県における地域住民による竹に関するこれまでの利用事例を把握し、地域住民による竹を利用しやすい方法と利用時の課題を明らかにするとともに、それぞれの関係から、地域住民による竹の利用を促す条件を明らかにした。

第 6 章では、大分県の全市町村を対象に地域特性を分類し、地域特性および活用母体ごとに竹の利用に期待する成果を把握するとともに、それぞれの結果から、地域住民による竹の利用に期待される成果と地域特性および活用母体との関係を明らかにした。

第 7 章では、4 章および 5 章の結果から竹の利用に関する活用条件を整理し、さらに 6 章の結果を踏まえて地域特性と活用母体を基に地域住民による竹の利用機会を活用パターンとして設定した。本論で導かれた活用パターンにより、竹林を取り巻く地域景観の計画的な保全に資する地域住民による竹の利用可能性を示した。

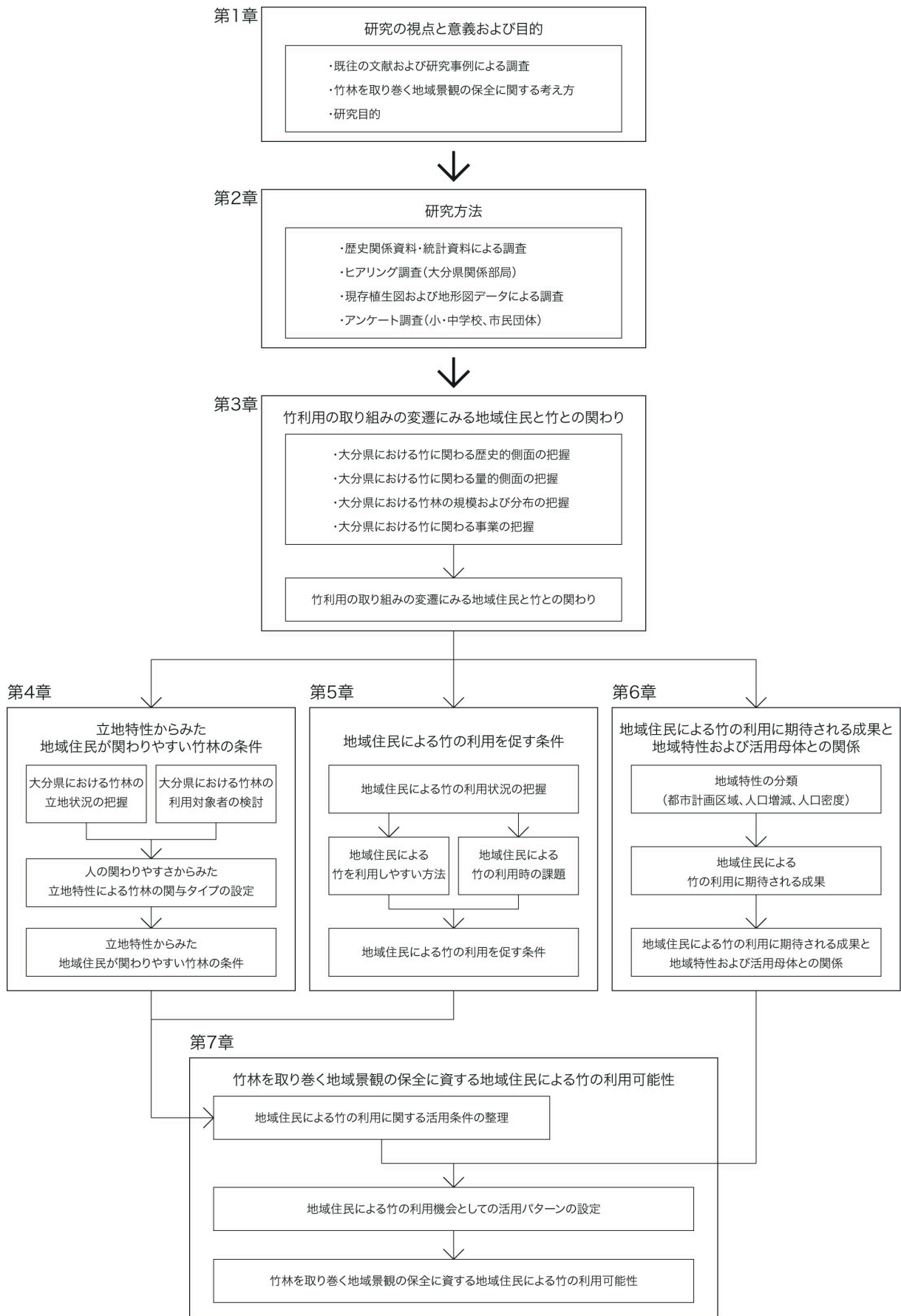


図 1-3 研究の構成